

(この用紙は提出不要です。)

### 提出書類確認表

申請にあたり下記の証明書類を提出してください。

高等学校等奨学給付金の申請には次の証明書類が必要となります。書類が不足しますと正確な審査ができませんので『チェック欄』を利用して不足書類のないよう申請してください。

なお、以下の提出しなければいけない証明書類のうち、所得課税証明書等又は個人番号カードの写し等については、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類により確認されることに同意があれば、提出を省略することができます。ただし、所得課税証明書等の場合、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において提出していない配偶者（控除対象配偶者）の課税証明書等の提出は必要です。

#### ●世帯区分1

チェック

生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の場合

- ① 生業扶助受給証明書（原本）又は高校生等本人の個人番号カードの写し等 …
- ② 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状（※同意・委任する場合に提出） …
- ③ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し（表紙の裏面見開き） …   
（※振込口座を別途指定する場合のみ）

#### ●世帯区分2

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の場合

- ① 保護者全員の「個人番号カードの写し等（添付台紙に貼り付けた状態のもの）」、令和4年度「課税証明書」、「非課税証明書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「住民税の納税通知書」（各写し可） …
- ② 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状（※同意・委任する場合に提出） …
- ③ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し（表紙の裏面見開き） …   
（※振込口座を別途指定する場合のみ）

#### ●世帯区分3

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯のうち、令和4年7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合

- ① 保護者全員の「個人番号カードの写し等（添付台紙に貼り付けた状態のもの）」、令和4年度「課税証明書」、「非課税証明書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「住民税の納税通知書」（各写し可） …
- ② 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状（※同意・委任する場合に提出） …
- ③ 兄弟姉妹の扶養の状況が確認できる、次のア又はイのどちらかの書類
  - ア 兄弟姉妹の健康保険証が社会保険であり被保険者が保護者である場合は、保険証の写し（国民健康保険証は不可） …
  - ※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。
  - イ 上記アによって扶養されていることが確認できない場合は、扶養申立書（様式2） …
- ④ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し（表紙の裏面見開き） …   
（※振込口座を別途指定する場合のみ）

（どちらか）

※ 審査にあたり、別途証明書類を依頼することがありますので、ご承知ください。